

相続の還付委任状を提出する場合は、次の①～④をご用意ください。

(②・④はコピー可。ただし、明瞭かつ等倍に限る。)

① 「過誤納還付金の受領に関する委任状」 ← 実印 を押印

※ 委任者は相続人代表者になります。

② 相続人代表者の「印鑑登録証明書」

③ 「相続人代表者届出書」 ← 代表者は実印 を押印

※ 法定相続人全員 の記入・押印が必要です。

※ 相続人が未成年の場合は、「相続人〇〇（親権者〇〇）」と記入してください。

※ 相続人に後見人がついている場合は、「相続人〇〇（後見人〇〇）」と記入し、後見人選任の証明書を添付してください。← コピー可

※ 遺産分割協議書で代用する場合は、「自動車税の還付請求権を相続する」旨の記載があることが条件となります。

※ 遺産分割協議成立申立書・遺産分割調停申立書は代用できません。

※ 法定相続人が相続放棄した場合は、「相続放棄申述受理証明書」又は「相続放棄申述受理通知書」を添付してください。← コピー可

④ 法務局の登記官印が押された「法定相続情報一覧図」

※ 「法定相続情報一覧図」がない場合は、次のA～C が必要です。

A 被相続人の死亡日 が確認できる戸籍謄本

B 被相続人の法定相続人全員 が特定できる戸籍謄本

(原則として、被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本)

C 相続人が改姓している場合は、変更が確認できる戸籍謄本

ご不明な点は、以下の連絡先にお問い合わせください。

〒176-8526

練馬区豊玉北6-13-10-4階

都税総合事務センター還付第二班 委任状担当

電話 03-5946-6816

(R 6. 5～)